

平成27年度独立行政法人空港周辺整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下、「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人空港周辺整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達計画の現状と要因の分析

(1) 機構における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は17件、契約金額は97,817千円である。また、競争性のある契約は14件(82.4%)、87,969千円(89.9%)、競争性のない契約は3件(17.6%)、9,848千円(10.1%)となっている。

平成25年度と比較して、競争入札等について、1件(13,838千円)増加したのは、騒音遮断施設（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条の3第2項第3号口に基づき機関が整備した施設）に係る修繕が増加したためであり、企画競争・公募について2,272千円減少したのは、移転補償事業における不動産鑑定評価対象の面積が減少したためである。競争性のない随意契約について、149千円減少したのは電気料金の節減によるものである。

競争性のない随意契約は「事務所の共益費、電気代及び官報公告」の真にやむを得ない3件となっており、今のところ競争性のない随意契約による調達は予定されていない状況である。

表1 平成26年度の空港周辺整備機構の調達全体像 (単位:件、千円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(62.5%) 10	(80.2%) 69,271	(64.7%) 11	(85.0%) 83,109	(10.0%) 1	(20.0%) 13,838
企画競争・公募	(18.8%) 3	(8.3%) 7,132	(17.6%) 3	(5.0%) 4,860	(0.0%) 0	(△31.9%) △2,272
競争性のある契約(小計)	(81.3%) 13	(88.4%) 76,403	(82.4%) 14	(89.9%) 87,969	(7.7%) 1	(15.1%) 11,566
競争性のない随意契約	(18.8%) 3	(11.6%) 9,997	(17.6%) 3	(10.1%) 9,848	(0.0%) 0	(△1.5%) △149
合計	(100%) 16	(100%) 86,400	(100%) 17	(100%) 97,817	(6.3%) 1	(13.2%) 11,417

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸又は縮減(減少)率である。

(2) 機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、該当契約はない。

平成25年度に一者応札・応募となったのは、企画競争・公募のうちの1件（監査法人との会計監査契約）である。なお、平成26年6月に開催した契約監視委員会において、募集対象となる法人への聞き取りをすべきとの意見を踏まえ、他独法で導入されている複数年募集への変更を実施し、平成26～27年度の2カ年の募集に改善し、5者の応募となったところである。

表2 平成26年度の空港周辺整備機構の一者応札・応募状況 (単位:件、千円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	12 (92.3%)	14 (100%)	2 (16.7%)
	金額	73,292 (95.9%)	87,969 (100%)	14,677 (20.0%)
1者以下	件数	1 (7.7%)	0 (0%)	△1 (△100%)
	金額	3,110 (4.1%)	0 (0%)	△3,110 (△100%)
合 計	件数	13 (100%)	14 (100%)	1 (7.7%)
	金額	76,403 (100%)	87,969 (100%)	11,566 (15.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、機構では、調達全般（工事、役務、物品調達の契約及び企画競争契約）について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 施工箇所等の取りまとめ

移転補償事業のフェンスの設置工事、測量対象地の調査及び再開発整備事業における点検箇所数等発注単位をまとめて契約するよう取り組み、入札参加者意欲向上及び経費の節減に資するよう努める。

(2) 仕様書及び入札説明書の継続的見直し

新規事業者の参入を促進する観点から、仕様書において対象となる業務内容を可能な限り具体的に記載し、多くの入札希望者が関心を持ち、かつ入札に当たって必要十分な情報提供ができるよう努める。

(3) 入札参加要件の緩和

既存のルールを遵守しつつ、入札参加資格（ランク）の要件を緩和し、参加機会を広

げるよう努める。

受注実績要件については、契約内容等を踏まえつつ、同等の受注実績がなくても技術者の資格審査を行い、資格、技術が認められた場合には入札に参加することができるよう努める。

(4) 公告期間等の見直し

新規事業者の参入を促進し、多くの事業者にとって参加しやすい入札にする観点から、業務の内容、規模に応じて、公告期間を十分確保する。また、落札決定から業務開始までに十分な準備期間を確保することができる開札日を設定するよう取り組む。

(5) その他

購入物品の必要性の精査、空調機の適正な温度管理の徹底等により事務費の節減に努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 隨意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件がある場合は、「随意契約に関する取扱要領」に基づき、入札及び契約事項審査会の点検を受けることを徹底する。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

機構は、契約事務取扱細則等に則り、調達事務を適切かつ確實に実施している。また、リスク管理表のリスク回避対策を実践するとともに、リスク管理委員会において、定期的にリスク管理表の見直しを図ることとしている。

加えて、コンプライアンス委員会の活動を通じ、職員に対してコンプライアンスに関する教育及び研修等を実施するとともに、コンプライアンスに関する外部研修に職員を参加させる。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣の評価を受ける。国土交通大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事を総括責任者とする入札及び契約事項審査会の点検を受けることにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事

副総括責任者 審議役

メンバー 総務課長、事業第1課長、事業第2課長、事業第3課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際に点検を行う。理事長が定める「契約監視委員会設置要領」(競争性のない随意契約、一者応札・応募案件)に該当する個々の案件毎に事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。